

環境省関係浄化槽法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照表

環境省関係浄化槽法施行規則（昭和五十九年厚生省令第十七号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（放流水の水質の技術上の基準）</p> <p>第一条の二 法第四条第一項の規定による浄化槽からの放流水の水質の技術上の基準は、浄化槽からの放流水の生物化学的酸素要求量が一リットルにつき二十ミリグラム以下であること及び浄化槽への流入水の生物化学的酸素要求量の数値から浄化槽からの放流水の生物化学的酸素要求量の数値を減じた数値を浄化槽への流入水の数値であることとする。ただし、みなし浄化槽については、この限りでない。</p> <p>（保守点検の技術上の基準）</p> <p>第二条 法第四条第七項の規定による浄化槽の保守点検の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 浄化槽の正常の機能を維持するため、次に掲げる事項を点検すること。</p> <p>イ 第一条の準則の遵守の状況</p> <p>ロ 〇へ（略）</p> <p>二 十八（略）</p> <p>（清掃の技術上の基準）</p> <p>第三条 法第四条第八項の規定による浄化槽の清掃の技術上の基準</p>	<p>（保守点検の技術上の基準）</p> <p>第二条 法第四条第五項の規定による浄化槽の保守点検の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 浄化槽の正常の機能を維持するため、次に掲げる事項を点検すること。</p> <p>イ 前条の準則の遵守の状況</p> <p>ロ 〇へ（略）</p> <p>二 十八（略）</p> <p>（清掃の技術上の基準）</p> <p>第三条 法第四条第六項の規定による浄化槽の清掃の技術上の基準</p>

は、次のとおりとする。

一 十三 (略)

(設置後等の水質検査の内容等)

第四条 法第七条第一項の環境省令で定める期間は、使用開始後三月を経過した日から五月間とする。

2 法第七条第一項の規定による設置後等の水質検査の項目、方法その他必要な事項は、環境大臣が定めるところによるものとする。

3 (略)

(設置後等の水質検査の報告)

第四条の二 法第七条第二項の規定による報告は、毎月末までに、その前月中に実施した設置後等の水質検査について行わなければならない。

2 法第七条第二項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 設置後等の水質検査を行った年月日

二 浄化槽管理者の氏名又は名称及び住所

三 設置場所

四 法第十三条第一項又は第二項の認定を受けている浄化槽にあつては、当該浄化槽を製造した者の氏名又は名称及び浄化槽の名称

五 浄化槽工事及び保守点検を行った者の氏名又は名称(設置後等の水質検査の前に清掃を行った場合にあつては、当該清掃を行った者の氏名又は名称を含む。)

六 設置後等の水質検査の結果(浄化槽の機能に障害が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合にあつては、その原因

は、次のとおりとする。

一 十三 (略)

(設置後等の水質検査の内容等)

第四条

法第七条の規定による設置後等の水質検査の項目、方法その他必要な事項は、環境大臣が定めるところによるものとする。

2 (略)

を含む。)

(定期検査の内容等)

第九条 法第十一条第一項の規定による定期検査の項目、方法その他必要な事項は、環境大臣が定めるところによるものとする。

2 (略)

(定期検査の報告)

第九条の二 第四条の二の規定は、法第十一条第二項において準用する法第七条第二項の規定による報告について準用する。この場合において、第四条の二中「設置後等の水質検査」とあるのは「定期検査」と、同条第二項第五号中「浄化槽工事及び保守点検を行った者の氏名又は名称(設置後等の水質検査の前に清掃を行った場合にあつては、当該清掃を行った者の氏名又は名称を含む。)」とあるのは「前回の定期検査(定期検査を受けたことのない浄化槽にあつては、設置後等の水質検査)の後に保守点検及び清掃を行った者の氏名又は名称」と読み替えるものとする。

(廃止の届出)

第九条の三 法第十一条の二の規定による届出は、様式第一号の届出書を提出することにより行うものとする。

(標識の記載事項等)

第十三条 (略)

2 法第三十九条の規定により浄化槽清掃業者が掲げる標識は、様式第一号の二によるものとする。

様式第一号(第九条の三関係)

(定期検査の内容等)

第九条 法第十一条の規定による定期検査の項目、方法その他必要な事項は、環境大臣が定めるところによるものとする。

2 (略)

(標識の記載事項等)

第十三条 (略)

2 法第三十九条の規定により浄化槽清掃業者が掲げる標識は、様式第一号によるものとする。

様式第一号の二（第十三条関係）

様式第一号（第十三条関係）